

# レインボーカード 年会費のご案内

## 本人会員・家族会員ともに永年無料

2025年12月9日改定

## レインボーカード会員特約

### 第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)の個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

### 第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコスと愛知県職員生活協同組合(以下「県生協」といいます。)との提携にもとづき、カード会社が発行する次のクレジットカードをいいます。  
●レインボーカード
2. 入会申込者は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、カード会社および県生協(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、カード会社の会員資格(以下「カード会社会員資格」といいます。)と県生協の会員資格(以下「県生協会員資格」といいます。)とを有するものとします。

### 第3条(会員資格取消等)

1. 会員に県生協の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等県生協会員資格を有するに不適当であると認められた場合、県生協は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の県生協会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が県生協会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に県生協会員資格を喪失するものとします。
2. 本人会員に対し、本カードの有効期限が到来する日の17カ月前から1カ月前までの期間に、カード会社より一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、カード会社は、本カードの有効期限の到来をもって、当該本人会員のカード会社会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員がカード会社会員資格を喪失した場合、その家族会員も、当然にカード会社会員資格を喪失するものとします。

- 会員が県生協会員資格を喪失した場合、カード会社は、当該会員のカード会社会員資格を取消すことができるものとします。
- 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、県生協またはカード会社の指示に従って、ただちに本カードをカード会社に返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

#### 第4条(特典およびサービスの利用)

- 会員は、カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、カード会社所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 会員は、県生協が提供する特典およびサービスを受ける場合、県生協所定の方法でその提供を受けるものとします。

#### 第5条(適用除外)

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

・Visa ブランド以外の国際ブランドに関する規定

#### 第6条(年会費)

本カードの年会費は、本人会員・家族会員ともに永年無料とします。

2025年12月9日改定

## レインボーカード 「個人情報の取扱いに関する特約」

#### 第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはレインボーカード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

#### 第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、またはカード会社に提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。
- ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等によりカード会社が知り得た情報。

提携先名称:愛知県職員生活協同組合

住 所:〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-3-2

電 話 番 号:052-954-6852

利 用 目 的:①愛知県職員生活協同組合の事業における市場調査、商 品開発。

②愛知県職員生活協同組合の事業における宣伝物・印刷 物の送付等、営業案内。

### 第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案 内について、カード会社または提携先に中止を申出た場合、カード会社 および提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるた めに合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出に ついては、カード会社もしくは提携先にご連絡ください。

### 第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携 先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。